

地方消費税の円滑実施のための対応について

平成9年4月1日

税第20号

総務部長

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等の観点から、地方団体における税財源の充実・強化を図るために創設されたものであり、県としては、事業者や消費者の理解が得られるよう、適切な対応を図ることが求められています。

こうしたことを踏まえ、地方消費税の円滑実施のための対応について次のとおり定めたので、通知します。

1 事業者・消費者への対応

事業者・消費者からの照会に対しては、地方消費税が道府県の独立税であることを十分認識し、責任ある対応に努めるものとする。

なお、地方消費税は、国税である消費税とその仕組みを同じくするものであることから、消費税制度に関する照会についても可能な限り対応するものとし、個別具体的な取引に関する照会その他対応困難なものについては、税務署の担当部署に対応を依頼するなど、事業者・消費者の信頼を損なうことのないよう的確な対応に努めるものとする。

2 広報の推進

地方消費税の広報については、次の諸点に留意の上、その積極的な推進に努めるものとする。

(1) 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等の観点から創設された道府県の独立税であること。

(2) 地方消費税の賦課徴収は、納税者の事務負担等に配慮して、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされていること。

(3) 地方消費税の税収は、消費関連の指標に基づいて道府県間で清算されるため、各道府県における消費規模が税収に反映される仕組みとなっていること。

(4) 清算後の額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるため、市町村にとっても貴重な財源となること。

3 職場研修の充実

事業者・消費者からの照会に適切に対応できる体制を整えるため、税務署の職員を講師とする研修を開催するなど、積極的な職場研修の実施に努めるものとする。

4 市(区)町村との協力体制の整備

市(区)町村との協力体制の整備については、各市町村長あての依頼文書(別添)の趣旨を踏まえ、地方消費税の円滑実施のための具体的な取組について協力を依頼し、市(区)町村との緊密な協調関係の下、適切な対応に努めるものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。